

第2回は令和8年6月5日(金)、6月8日(月)に実施いたします。講義内容は第1回と同じです。

令和8年度 児童相談所関連研修

## 第1回 こども家庭センター職員（基礎）

令和6年4月施行の改正児童福祉法では、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指してこども家庭センターの設置が努力義務化されました。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援やアウトリーチ、サポートプランの作成・手交などを通じて、妊娠や子育ての不安、孤立などに対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・対応することが求められており、関係機関との連携・調整役となるこども家庭センターの重要性は一層増しています。

本研修は、こども家庭センター等に勤務する職員を主な対象として、要保護児童対策地域協議会の運営や児童虐待の初期対応等、子ども家庭相談に関する基礎力と実践力を養う内容となっています。

日 程

令和8年5月28日(木)、6月1日(月)

対 象

こども家庭センター職員  
子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員  
児童相談所職員

【定員55名程度】

ねらい

すべての子どもとその家族及び妊産婦に対し、地域を基盤とした支援を行うため、ソーシャルワーク(実情把握、情報提供、相談対応、総合調整)に関する実践力の基礎を養う。

場 所

特別区職員研修所(東京区政会館別館)  
(千代田区九段北1-1-4)

研修カリキュラムは、次ページに掲載しています。



【問合せ先】特別区職員研修所 教務第2課 児童相談研修係  
: 03-6261-1559

## カリキュラム

	教科目、講師（敬称略）
5/28 (木)	<p>9:00～12:00 <u>こども家庭センターの役割（講義）</u></p> <p>練馬区子ども家庭支援センター 職員</p> <p>こども家庭センターは、母子保健機能および児童福祉機能の一体的な運営を通じて妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が求められています。創設の背景や期待される役割について学びます。</p>
	<p>13:00～17:00 <u>サポートプランの作成、面接技術（講義・演習）</u></p> <p>東京都立大学 人文社会学部 教授 長沼 葉月</p> <p>精神保健福祉士、公認心理師。精神障がいを抱えた親と家族、その子どもを応援するNPO法人とともに、こども家庭庁のガイドラインに準拠した「サポートプラン作成支援キット」を開発。このキットをもとに、サポートプラン及びセルフプランの作成や支援につなげていくための活用方法についての理解を深めます。また、保護者や子どもとの面接の際のポイントや心構えも学びます。</p>
6/1 (月)	<p>9:00～12:00 <u>ケースの初期対応（講義・演習）</u></p> <p>葛飾区 児童相談部児童相談課 職員</p> <p>ケースの初期対応においては、インテークと初動対応が重要になります。講義や演習を通して、相談受理時の対応方法について学び、考えます。</p>
	<p>13:00～17:00 <u>要保護児童対策地域協議会の運営（講義・演習）</u></p> <p>神奈川県 綾瀬地域児童相談所 子ども支援課 職員</p> <p>【講師より】 児童家庭相談の業務は法律や通知等で比較的細部まで決められています。それでも、通知に沿って支援しようとしたとき、私たちは、少なからず戸惑うことがあります。 保護者を目の前にして、どんな言葉なら保護者は自らやる気になり「話せてよかった」と思うのか。ケース会議で、どんな進行なら参加者は自分の役割として積極的に解決に取り組み「会議をしてよかった」と思うのか。どちらの答えも、私たちの言葉（セリフ）입니다。それから、言葉（セリフ）を選ぶ意図・構造が大切です。 研修は、組織の運営も、ケース家族への支援も、活用できる多数のセリフを例示し、明日から使える実践的な学びを大切にしています。</p>
計	2日間（14時間）